



鳥取県公報

平成15年11月18日(火)
第7537号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (694) (協働推進室)	1
	結核予防法による医療機関の指定 (695) (健康対策課)	2
	土地改良区の役員の就退任 (696) (耕地課)	2
	土地改良法による換地処分 (697) (〃)	3
	内水面における共同漁業の免許 (698) (水産課)	3
	土地収用法による事業の認定 (699) (管理課)	7
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (700) (〃)	8
	鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の委託 (701) (教育委員会事務局文化課)	16
教委告示	定例教育委員会の招集 (30) (教育総務課)	16
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	16
調達公告	落札者の決定 (行政経営推進課)	17

告 示

鳥取県告示第694号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年1月6日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成15年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 未来
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岸田 寛昭

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市福庭町一丁目159 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は広く地域住民を対象にして、青少年の育成、福祉の向上、スポーツ・文化活動への参加等に関する事業を行うと共にまちづくり事業等に参加し、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第695号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人岸本歯科医院	八頭郡家町大字福本2 - 11	平成15年11月11日

鳥取県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	角 積	西伯郡淀江町大字淀江942
"	湯 浅 繁 夫	西伯郡淀江町大字淀江858
"	朝 妻 貞 明	西伯郡淀江町大字淀江696
"	渡 瀬 亮	西伯郡淀江町大字淀江812
"	生 田 仁	西伯郡淀江町大字淀江539 - 3
"	堀 口 俊 逸	西伯郡淀江町大字淀江636
"	田 原 恭 吉	西伯郡淀江町大字淀江231 - 5
"	吹 野 文 彦	西伯郡淀江町大字西原512
"	関 本 攻	西伯郡淀江町大字西原580
"	座 山 豊	西伯郡淀江町大字西原685
"	山 根 武 男	西伯郡淀江町大字福岡292
"	長谷川 豊	西伯郡淀江町大字福岡1006
"	山 根 稔	西伯郡淀江町大字稲吉137
"	野 津 升 信	西伯郡淀江町大字稲吉118
"	森 田 一 男	西伯郡淀江町大字高井谷29
"	森 田 昭 吾	西伯郡淀江町大字中西尾245
"	森 田 芳 彦	西伯郡淀江町大字富繁103
"	岩 垣 開 三	西伯郡淀江町大字西尾原83 - 1
"	山 根 淳	西伯郡淀江町大字富繁13

〃 田 中 巖 西伯郡淀江町大字福頼297
監 事 後 藤 巖 西伯郡淀江町大字淀江731
〃 後 藤 秀 雄 西伯郡淀江町大字西原688
〃 柿 原 勸 西伯郡淀江町大字富繁 5

平成15年10月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 伸 一 西伯郡淀江町大字今津256 - 1
〃 湯 淺 繁 夫 西伯郡淀江町大字淀江858
〃 有 田 武 雄 西伯郡淀江町大字淀江727
〃 石 倉 俊 男 西伯郡淀江町大字淀江836 - 2
〃 生 田 仁 西伯郡淀江町大字淀江539 - 3
〃 堀 口 俊 逸 西伯郡淀江町大字淀江636
〃 吹 田 学 西伯郡淀江町大字淀江175 - 2
〃 吹 野 文 彦 西伯郡淀江町大字西原512
〃 関 本 攻 西伯郡淀江町大字西原580
〃 座 山 豊 西伯郡淀江町大字西原685
〃 山 根 一 良 西伯郡淀江町大字福岡296 - 5
〃 長谷川 泉 西伯郡淀江町大字福岡1041
〃 山 根 稔 西伯郡淀江町大字稲吉137
〃 野 津 升 信 西伯郡淀江町大字稲吉118
〃 森 田 一 男 西伯郡淀江町大字高井谷29
〃 森 田 昭 吾 西伯郡淀江町大字中西尾245
〃 森 田 芳 彦 西伯郡淀江町大字富繁103
〃 岩 垣 開 三 西伯郡淀江町大字西尾原83 - 1
〃 山 根 友 義 西伯郡淀江町大字富繁216
〃 田 中 巖 西伯郡淀江町大字福頼297
監 事 後 藤 巖 西伯郡淀江町大字淀江731
〃 後 藤 秀 雄 西伯郡淀江町大字西原688
〃 森 田 貞 夫 西伯郡淀江町大字高井谷43 - 2

平成15年10月20日就任 任期 4 年

鳥取県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、遠藤江美子ほか4人が共同して行う土地改良事業に係る袋尻地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第698号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、内水面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公示番号 内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市、岩美郡国府町並びに八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を直線で結ぶ線から上流の千代川本流及びその支流

基点第1号 鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標0K200

基点第2号 鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標0K200

(2) 免許予定日 平成16年1月1日

(3) 申請期間 平成15年11月18日から同年12月10日まで

(4) 関係地区 鳥取市、岩美郡国府町並びに八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

2 公示番号 内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

倉吉市並びに東伯郡羽合町、三朝町、関金町及び北条町

ウ 漁場の区域

次の基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線から上流の天神川本流及びその支流

基点第3号 東伯郡羽合町大字長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端
 基点第4号 東伯郡北条町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端

- (2) 免許予定日 平成16年1月1日
- (3) 申請期間 平成15年11月18日から同年12月10日まで
- (4) 関係地区 倉吉市並びに東伯郡羽合町、三朝町、関金町及び北条町
- (5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

- (6) 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

3 公示番号 内共第3号

- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	
	うなぎ漁業	

イ 漁場の位置

米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町

ウ 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号を直線で結ぶ線から上流の日野川本流及びその支流

基点第5号 西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標0K000

基点第6号 米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標0K000

- (2) 免許予定日 平成16年1月1日
- (3) 申請期間 平成15年11月18日から同年12月10日まで
- (4) 関係地区 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町
- (5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

- (6) 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

4 公示番号 内共第4号

- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
	採藻漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	

うなぎ漁業
わかさぎ漁業
しらうお漁業
えび漁業
ぼら漁業
せいご漁業

イ 漁場の位置

鳥取市

ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町南一丁目と同市湖山町東三丁目との境界から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖
山川及び湖山池

(2) 免許予定日 平成16年1月1日

(3) 申請期間 平成15年11月18日から同年12月10日まで

(4) 関係地区 鳥取市

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

5 公示番号 内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
	採藻漁業	
	ごかい漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	
	ぼら漁業	
せいご漁業		

イ 漁場の位置

東伯郡羽合町及び東郷町

ウ 漁場の区域

東伯郡羽合町大字橋津及び大字長瀬の羽合大橋下流端から同郡東郷町大字引地の東郷橋下流橋までの橋
津川、東郷池及び東郷川

(2) 免許予定日 平成16年1月1日

(3) 申請期間 平成15年11月18日から同年12月10日まで

(4) 関係地区 東伯郡羽合町及び東郷町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

鳥取県告示第699号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

米子市

2 事業の種類

農業集落排水事業春日地区污水处理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市古豊千字中道地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業春日地区污水处理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、污水处理施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設であるため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である米子市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理地区内の下流部のポンプによる圧送区間を最も短くすることができる位置にある土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業とはなっていないことから、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、処理水の放流先が確保できること、営農活動に支障を来さないこと等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益

上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号に掲げる要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所

鳥取県告示第700号

平成16年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務(以下「測量等業務」という。)の契約に係る一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものを除く。以下同じ。)又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務ごとに付与する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請の日までに営業(合併、営業譲渡等に係る従前の営業を含む。)開始後1年を経過していること。
- (3) 平成15年10月1日の直前の営業年度(以下「直前1年」という。)又は同日から申請の日までに入札参加資格を希望する業務について契約実績があること。
- (4) 2(1)サ又はシに掲げる納税証明書に未納税額がないこと。
- (5) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による測量業者としての登録

イ 建築関係建設コンサルタント業務の建築一般の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定による建築士事務所の登録

ウ 補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による不動産鑑定業者の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 総括表(様式第2号)

ウ 登録営業所一覧表(様式第3号)

エ 測量等実績調書(様式第4号)

オ 技術者経歴書(様式第5号)

カ 法人にあつては直前1年の貸借対照表、損益計算書、完成測量(業務、調査)原価報告書及び利益処分

(損失処理)に関する書類、個人にあっては直前1年の貸借対照表、損益計算書及び完成測量(業務、調査)原価報告書

キ 法人にあっては商業登記簿の謄本、個人にあってはその者の住民票の抄本

ク 1の(7)に掲げる登録をしている場合にあっては、その登録の証明書

ケ 入札参加等の権限の委任状(年間委任の場合に限る。)

コ 技術士法(昭和58年法律第25号)による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、登録を受けている者が所属している場合にあっては、その登録証の写し

サ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。シにおいて同じ。)に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。)その3の3)並びに県税(延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。シにおいて同じ。)に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)並びに県税(延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書(いずれも平成15年4月1日以降に交付されたものに限る。)

シ サに該当しない者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の3)、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)(いずれも平成15年4月1日以降に交付されたものに限る。)

なお、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業務者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の定めるところにより登録を受けた者にあっては、工から力までの書類については、これらの規程の定めるところにより国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しをもって代えることができる。

(2) 提出期間

平成15年12月1日(月)から平成16年1月30日(金)まで(一般競争入札の参加資格を希望する者にあっては、知事が別に定める期間)とする。

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること(郵送の場合は、平成16年1月30日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。)

(4) 提出先

鳥取県県土整備部管理課建設係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347)

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成15年10月1日以後に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、これを付与された日から平成17年3月31日(平成17年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等の告示が平成17年2月1日までに行われていない場合は、当該告示の日から起算して60日を経過した日)までとする。

登 録 所 一 覧 表

指名 通知 先	測	建	土	地	補
---------------	---	---	---	---	---

※主たる事務所 指名通知先:1

指名通知先:2	郵便番号								
	所在地								
営業所(その1)	フリガナ								
契約権限	フリガナ氏名	(氏名)							
有	電話番号								
無	ファクシミリ番号								

指名通知先:3	郵便番号								
	所在地								
営業所(その2)	フリガナ								
契約権限	フリガナ氏名	(氏名)							
有	電話番号								
無	ファクシミリ番号								

様式第3号

記載要領

- 1 契約権限の有無に○印を記入し、委任状等を添付すること。
- 2 「指名通知先」欄には、申請する業種ごとに主たる事務所又は各営業所の指名通知先番号を記入すること。

技 術 者 経 歴 書

様式第5号

(希望業種区分)

番号	氏 名	法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	実 務 経 験 年 月 数
		名 称	取 得 年 月 日		
1			年 月 日		年 月
2			年 月 日		年 月
3			年 月 日		年 月
4			年 月 日		年 月
5			年 月 日		年 月
6			年 月 日		年 月
7			年 月 日		年 月
8			年 月 日		年 月
9			年 月 日		年 月

記載要領

- この表は、入札参加資格を希望する業種の各別に作成すること。また、「氏名」の記載は、主たる事務所又は登録営業所ごとにまとめて行い、その直前に、かつこ書で当該事業所又は営業所名を記載すること。
- 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
- 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

鳥取県告示第701号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委託の相手

株式会社今井書店

株式会社定有堂書店

株式会社鳥取大丸

トスク株式会社

公立学校共済組合鳥取宿泊所

2 委託年月日

平成15年10月15日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第30号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年11月18日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

1 日時 平成15年11月20日（木）午前11時

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

（1）平成15年度教育表彰について

（2）その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年11月18日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成15年12月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第3会議 室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の 各警察署の管内に居住する者
		平成15年12月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量

借入物品	ノート型コンピュータ	138台
購入物品	ソフトウェア	ライセンス数138
- 2 契 約 方 式 一般競争入札

- 3 落 札 日 平成15年10月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋二丁目15 - 12
- 5 落 札 金 額 月額576,355円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成15年 9 月 5 日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部行政経営推進課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220